四　海外認定容器　次に掲げるもの

イ　協定規則第百三十四号に適合するものとして経済産業大臣が定める国、地域又は機関が認定した容器（容器に使用する金属材料が次条第一項第一号で定める製造の方法の基準に適合するものとして経済産業大臣が定めるものに限る。）

ロ　協定規則第百十号に適合するものとして経済産業大臣が定める国、地域又は機関が認定した容器

五　海外認定附属品　次に掲げるもの

イ　協定規則第百三十四号に適合するものとして経済産業大臣が定める国、地域又は機関が認定した附属品（附属品に使用する金属材料が第十一条第一号で定める規格に適合するものとして経済産業大臣が定めるものに限る。）

ロ　協定規則第百十号に適合するものとして経済産業大臣が定める国、地域又は機関が認定した附属品

第六条の二　海外認定容器にあっては、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める方式に従って行った刻印又は標章（次の各号に定める刻印又は標章の掲示をした場合にあっては、その刻印又は標章を含む。）は、法第四十五条第一項の刻印（前条で定めた容器以外のものの場合に限る。）又は同条第二項の標章（前条で定めた容器の場合に限る。）とみなす。

一　海外認定容器を製造した者が適切な解析方法を用いて容器に使用上の支障が起こらないことを確認した許容傷深さ（胴部の繊維強化プラスチック部分に係るものをいう。）（記号　DC、単位　ミリメートル）

二　海外認定容器を製造した者が適切な解析方法を用いて容器に使用上の支障が起こらないことを確認した許容傷深さ（胴部以外の繊維強化プラスチック部分に係るものをいう。）（記号　DD、単位　ミリメートル）

（品質管理の方法及び検査のための組織）

第三十四条　［略］

2　法第四十九条の七第三号の経済産業省令で定める技術上の基準は、日本工業規格Ｑ９００１（２００８）又は国際規格ＩＳＯ９００１（２００８）の品質システム要求事項に規定される基準のほか、自主検査を行う容器等に係る品質管理の方法等を適切なものとするために必要なもの（登録容器製造業者にあっては、容器を適切な方法により回収すること及び経済産業大臣が定める試験を含む。）とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

四　海外認定容器　次に掲げるもの

イ　協定規則第百三十四号に適合するものとして経済産業大臣が定める国が認定した容器（容器に使用する金属材料が次条第一項第一号で定める製造の方法の基準に適合するものとして経済産業大臣が定めるものに限る。）

ロ　協定規則第百十号に適合するものとして経済産業大臣が定める国が認定した容器

五　海外認定附属品　次に掲げるもの

イ　協定規則第百三十四号に適合するものとして経済産業大臣が定める国が認定した附属品（附属品に使用する金属材料が第十一条第一号で定める規格に適合するものとして経済産業大臣が定めるものに限る。）

ロ　協定規則第百十号に適合するものとして経済産業大臣が定める国が認定した附属品

第六条の二　海外認定容器にあっては、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める方式に従って行った刻印又は標章（次の各号に定める刻印又は標章を含む。）をもって法第四十五条第一項の刻印（前条で定めた容器以外のものの場合に限る。）又は同条第二項の標章（前条で定めた容器の場合に限る。）とみなす。

一　海外認定容器を製造した者が容器に使用上の支障が起こらないことを保証する胴部の繊維強化プラスチック部分の許容傷深さ（適切な解析方法を用いて容器に使用上の支障が起こらないことを確認した深さ以下に限る。）（記号　DC、単位　ミリメートル）

二　海外認定容器を製造した者が容器に使用上の支障が起こらないことを保証する胴部以外の繊維強化プラスチック部分の許容傷深さ（適切な解析方法を用いて容器に使用上の支障が起こらないことを確認した深さ以下に限る。）（記号　DD、単位　ミリメートル）

（品質管理の方法及び検査のための組織）

第三十四条　［略］

2　法第四十九条の七第三号の経済産業省令で定める技術上の基準は、日本工業規格Ｑ９００１（２００８）又は国際規格ＩＳＯ９００１（２００８）の品質システム要求事項に規定される基準のほか、自主検査を行う容器等に係る品質管理の方法等を適切なものとするために必要なものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条並びに第三条中様式第三十七、様式第五十三、様式第五十四、様式第五十七及び様式第五十七の二の改正規定　公布の日

二　第七条　平成三十年十一月三十日

（経過措置）

第二条　この省令の施行（附則第一条本文の規定による施行をいう。以下本条において同じ。）の際現に設置され、若しくは設置若しくは変更のための工事に着手している耐震設計構造物又はこれらの耐震設計構造物についてこの省令の施行後に高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）第十四条第一項又は第十九条第一項の許可を受けて行われる耐震上軽微な変更の工事が行われる場合の当該耐震設計構造物のこの省令の規定の適用については、なお従前の例によることができる。